

第28回水戸市農業委員会総会会議録

会長 笹沼恭一は、令和7年10月10日午前9時25分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（22名）

1番	岡田	幸一	3番	笹沼	恭一	4番	市村	正司
5番	安藏	久男	6番	飛田	信広	7番	小松崎	陽子
8番	一木	克昭	9番	安邦	弘	10番	皆川	晃
11番	吉澤	勇	12番	大圖	金雄	13番	軍地	美代
14番	渡邊	京子	15番	外岡	健寿	16番	雨貝	裕
17番	関成	一	18番	高安	幸一	19番	雨谷	克己
20番	深谷	泉	21番	今関	征一	22番	浅井	紘一
24番	高橋	基						

欠席委員（1名）

2番 松橋 裕子

事務局

事務局長	吉川	正浩	次長	岩間	雅徳
次長補佐兼 調査広報係長	海野	尚史	農地係長	谷津	知一
農地係	塚田	一平	農地係	野村	俊貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認について
- 議案第5号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届について

会議の概要

事務局 皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、本日出席予定の委員の方全員おそろいですので、ただいまから総会を始めたいと思います。

それでは、会長、よろしくお願ひします。

会長 皆さん、おはようございます。

本日は、この時期にしては寒い朝を迎えました。北海道の旭岳では、例年より2週間早い初冠雪だったということでありますので、来月早々、その北海道研修があるわけですが、どのくらい寒くなるのか少し危惧しているところであります。

また、先般、自民党の総裁選挙がありまして、初めて女性の総裁が誕生しました。これが果たして日本の総理大臣になるかどうかはまた別としまして、内政面、それから、外交面でなかなか難しい舵取りを迫られるのではないかと危惧しているところであります。

本日は、審議事項がふだんより少なくなっていますので、皆様、ほとんど稻刈り等終わったとは思いますが、まだやる仕事がたくさんあると思いますので、本日もスピーディーな審議をお願いして挨拶といたします。

議長 それでは、ただいまから第28回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は22名、欠席委員は1名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立しますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。いかがいたしましたよ

うか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名するということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

10番の皆川 晃委員、11番の吉澤 勇委員、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第28回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が6件、農地法第4条の審議案件が3件、農地法第5条の審議案件が21件、公売参加に係る適格証明願を2件、土地現況証明が2件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が2件、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が13件、制限除外の農地の移動届が2件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして53件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できまぜんので、調査の上、代理発言を17番、関成一委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

受人は新規就農ということで、この間、訪問しましてお話を聞いてみました。空き家だった家を借り、その土地を借りて耕作することです。先々は直売所などを販売したいということです。調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、新規就農するため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関しまして調査検討したところ、法令に照らしまして許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地の囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

この案件も調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしましたが、3,000平方メートル以上なので、県農業会に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ています。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ています。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

3番、 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ています。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

3番、 笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当のことです。ご審議お願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明いたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

3番、 笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当のことです。ご審議お願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

現地確認し、また本人の聞き取りもいたしました。調査検討の結果、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、転用期間は6か月であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしました。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしました。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33号第4号の例外規定に該当すると思われます。

また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、現在、除外見込み書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項及び第21項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項及び第21項でございますが、関連がございますのでまとめてご説明いたします。

契約内容は、第20項が売買で、第21項が地役権の設定でございます。

具体的な議案説明前に地役権についてご説明をいたします。

多くの転用申請では、所有権移転や賃貸借権などがほとんどございます。今回は地役権の設定でございます。

地役権とは、例えばAという土地のためにBという土地を利用する物権として民法に定められております。どのような場面で用いられる権利かといいますと、例えば土

地の通行や送水管・配水管の埋設、電線の敷設などを行おうとするときです。

今回の場合は、太陽光発電設備の土地に安全に入り出すという利益のために進入路を設ける土地に設定される権利です。太陽光発電設備の土地が要役地、進入路を設ける土地が承役地と呼ばれます。

地役権でできることは賃借権などでもできますが、賃借権などの場合には、貸した地権者は土地を利用できなくなりますが、地役権は、地役権者による土地利用を認めただけで、土地所有者の土地の使用を禁止するものではないものとなっております。

以上で、簡単ではありますが、あまり聞き慣れない権利である地役権についてのご説明になります。

それでは、議案の説明をいたします。

申請人は、再生可能エネルギーの売電収入の増益を図るため、太陽光発電設備を設置し、あわせて太陽光発電設備までの進入路がないため、進入路を設置したい旨の申請でございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、20項、21項とも法令に照らし許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程します。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、願出人は、経営規模の拡大を図るとして、農地の公売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。入札期日は令和7年11月25日で、開札期日は令和7年11月25日当日でございます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし適格者であると思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、適格者と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、願出人は、経営規模の拡大を図るとして、農地の公売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。入札期日、開札期日とも令和7年11月25日であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

閑委員 17番、閑です。

調査したところ、法令に照らし適格者と思われます。ご審議お願いします。

議長 関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、適格者と決定いたします。

次に、議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは、事務局からご説明いたします。

資料は、お手元にございます別紙1をご覧いただきたいと思います。

議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項、下大野町の畠965平方メートルの土地につきまして、土地現況証明願があり、農業委員3名と事務局職員1名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

続いて、第2項につきましても同様に転用目的のとおりであることが確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、ご意見、ご質問等がございましたらお願ひいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、承認するということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 農政課、齋藤よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの説明については各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積4万1,722平方メートル、畠が設定面積7,616平方メートル、設定者13名、取得者15名でございます。

賃借権等の設定日は、令和7年12月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を

満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

(事業担当課退席)

議長 次に、報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧願います。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長 以上をもちまして、第28回総会を閉会いたします。

ご審議いただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時00分